

3. 輸出管理

	法規・ガイドライン名	法規の趣旨	留意点	対応例	参考情報(関連規程の紹介等)
①	<p>外国為替及び外国貿易法</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(目的)第一条 ●(技術導入契約の締結等の届出及び変更勧告)第三〇条 ●(輸出の許可等)第四十八条 ●(技術導入契約の締結等の報告)第五十五条の六 	<p>外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>そもそも同法は、当初、対外取引について原則禁止という姿勢を明確にしていたが、その後、方針を転換して、対外取引を原則自由とした。これにより、我が国経済の健全な発展を目的としているのである(第一条)。</p> <p>第三〇条は、国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来す、または我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼす技術導入契約の契約内容を変更・中止するための届け出義務を課すものである。</p> <p>第四八条は、国際的な平和及び安全の維持を妨げるものの特定の地域への輸出を制限するものである。同条も第一条の目的を達するための最小限の規制である。</p> <p>第五十五条の六は、第三〇条に該当しない場合において、技術導入契約の政令に定める場合の報告義務を定めたものである。</p>	<p>大学にも法令の対象となる物や技術が存在し、国境を越える移動または非居住者への提供が生じる場合には、輸出管理が必要。</p> <p>携行貨物(USBメモリ含む)での国外の持出、海外の大学との研究交流、留学生等への技術指導、ノウハウも含めた特許技術の供与等も対象になる場合がある。</p>	<p>○東北大学 平成21年11月、産学連携課 安全保障輸出管理室の開設。「国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程」の制定(平成22年1月27日)。平成22年3月1日より、本学における安全保障輸出管理を本格的に実施開始。平成22年2月開催「安全保障輸出管理に関する説明会」管理室の所掌事務</p> <p>①規制技術等に係る該当判定及び取引審査に関すること。 ②安全保障輸出管理に係る相談への対応、情報の収集及び分析並びに企画及び連絡調整等に関すること。</p> <p>○B大学:許可事例として 仕向地 ベトナム 貨物名/技術名 鳥インフルエンザウイルス</p> <p>○京都大学 「近畿ブロック大学等 安全保障貿易管理説明会/京都大学 安全保障輸出管理説明会」を開催(平成22年10月29日)。 安全保障輸出管理に関するホームページ作成 http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/export</p>	<p>東北大学内 ○産学連携推進本部 http://www.rpij.tohoku.ac.jp/sangaku/index.html ○国際交流部 一般</p> <p>【行政機関関連】 ○経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易管理課 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html ○文部科学省 安全保障貿易管理と対応について(平成21年5月29日)【PDF】 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/016/shiryu/_icsFiles/afilefile/2009/06/08/1267961_3.pdf</p> <p>【関連団体】 ○社団法人国立大学協会 ●大学における技術提供にかかる安全保障貿易管理について(平成22年6月23日)【PDF】 http://www.rpij.tohoku.ac.jp/anzen/220702kokudaikyuyoubou.pdf ○財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC) http://www.cistec.or.jp/ ○日本機械輸出組合(JMC) http://www.jmcti.org/ 【学会関連】 ONPO法人産学連携学会 http://j-sip.org/ 研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン【PDF】 http://j-sip.org/info/pdf/anzenhosho1_1.pdf 安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン【PDF】 http://j-sip.org/info/pdf/anzenhosho2_1.pdf</p>
②	<p>輸出貿易管理令</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(輸出の承認)第二条第一号、別表第2の44 <p>輸出入取引法</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第一条 ●第二条第一号 	<p>輸出貿易管理令によれば、仕向国の特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは著作権を侵害するおそれがあるもの又は原産地を誤認させるべき貨物であるとして経済産業大臣が指定する貨物(別表第二 44)は、承認を受けなければ輸出できないこととなり、このような知的財産権を保護する効果を有している。</p> <p>輸出入取引法は、不公正な輸出入取引を防止し、並びに輸出入取引及び輸入取引の秩序を確立し、もつて外国貿易の健全な発展を図ることを目的とする(第一条)。</p> <p>そして、仕向国の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の輸出入取引は、不公正な輸出入取引とされる(第二条第一号)。</p>	<p>大学の保有する海外における知的財産権を守るために、同法を用いることも可能である。</p>		
③	<p>米国:輸出規制</p> <p>Export Administration Regulations (EAR) CFR Title 15 (Commerce and Foreign Trade), Vol 2, Capter VII, Subchapter C</p>	<p>主として米国輸出管理法(The Export Administration Act, 1979, 50 U.S.C. app. 2401-2420 (EAA))を実施するための規則。輸出管理局(Bureau of Industry and Security [BIS])の管轄で、軍用にも民生用にも利用できる製品や技術等の輸出や再輸出(米国以外の国から第三国へ再輸出)に対して規制を設けている。規定(Commercial Control List (CCL))に該当し、特定の国に輸出する場合はBIAよりライセンスを取得する必要がある。</p> <p>米国内外に関わらず、輸出管理規則管轄下の技術、ソフトウェアなどの外国人への情報開示は外国人の母国への輸出とみなすこととしている。</p> <p>大学における学術研究の大部分は、基礎研究と見なされ、輸出管理規則(EAR)の適用対象にならない(但し、「基礎研究の例外」に該当しない場合には、ライセンスの取得が必要となる)。</p>	<p>米国の企業や大学との共同研究を行う場合(共同研究契約の締結時等)、技術情報、研究成果、マテリアル等の取扱いに留意する。また、「みなし再輸出」も規制対象のため、米国発の技術導入を図った大学が、それを外国人研究員等に開示する場合等も規制対象となる可能性があるので留意する。</p>		<p>参考URL <Export Administration Regulations> http://www.access.gpo.gov/bis/index.html</p> <p><Electric Code of Federal Regulations> http://ecfr.goaccess.gov/cgi/t/text/text-idx?c=ecfr&sid=c3394f4d8bb6a30a5101843068e1ef9d&rgn=div5&view=text&node=15.2.1.3.4.20&idno=15</p>

④	<p>米国: Arms Export Control Act (AECA) U.S.C. Title 22, Chapter 39, Sec. 2778</p> <p>International Traffic in Arms Regulations (ITAR) (国際武器取引規則) CFR Title 22, Sec. 120-130</p>	<p>AECAは、国務省の行う軍用製品やサービスの輸出及び輸入を管理する法律であるが、ITARはこれを具体化する連邦規則である。 ITARは、国防貿易管理部 (Directorate of Defense Trade Controls, 「DDTC」) の管轄で、軍用製品やサービスの輸出及び輸入に関して規制を行っている。ITAR第120.3により、「軍用製品又はサービス」の定義は、①軍事的応用ができるようにデザイン、開発、設定、適応又は改良された、民生用適応可能性がほとんどなく、民生用以上の性能を有する製品又はサービス、②軍事的応用ができるようにデザイン、開発、設定、適応又は改良されており、軍用や軍事情報活動等に適応可能な軍用製品又はサービスであると示されている。かつては商務省が衛星輸出を所管していたが、中国による核ミサイル技術のスパイ疑惑が持ち上がり1999年に国務省に所管が移された。</p>	<p>輸出許可の申請には時間と煩雑な手続を要するため、大学の基礎研究にはFundamental research exemptionが適用され、輸出の際の許可が不要となる。基礎研究の定義は以下である。 ・科学分野における基礎および応用研究である ・研究成果が公表され、学界でシェアされている ・特定の所有に属さない ・商業目的ではない</p>		
⑤	<p>米国: Toxic Substances Control Act(TSCA) (有害物質規制法) U.S.C. Title 15, Chapter 53, Sec. 2601-2629</p>	<p>同法は、Environmental Protection Agency (EPA)に、化学物質またはその混合物に関する報告、記録、試験、制限の権限を与えている。同法は、有害な化学物質による人の健康や環境への悪影響を防止することが目的。 規制を受ける対象は化学物質の製造者、輸入者、加工者、および商業流通業者である。化学物質を使用または処分する者の活動も若干制限される。同法で規制される化学物質は、商業用に米国で製造、加工、または輸入される化学物質で、「既存化学物質」と「新規化学物質」に分類される。「農薬の販売と使用を規制する法律」により農薬として使用される殺虫剤、放射性物質、食品、食品添加物、医薬品、化粧品等は含まれない。なお、家庭用に使われる殺虫剤(例えば蚊、ゴキブリ、ハエ)はTSCAの対象になる。「既存化学物質」のリストはTSCA Inventory(以下、インベントリー)と呼ばれ、約8万5,000の化学物質を収録している。インベントリーにはその製造または使用の制限等も記載されている。一方、インベントリーに含まれていない化学物質は「新規化学物質」と分類される。TSCAは、新規化学物質および著しく新しい方法で使用されるとEPAが判断した既存化学物質について、その製造開始前にEPAがその情報を審査することにより規制している。</p>	<p>研究開発に少量の化学物質を用いる場合には届出は不要だが、その証拠を5年間保存することが必要なので、研究に用いる研究ノートは5年間、保存することが必要である。</p>		<p>齋賀徹「世界の化学物質管理(TCSA・化審法)」 http://www.kansai.co.jp/rd/token/pdf/142/07.pdf</p>
⑥	<p>米国:Public Health Security and Bioterrorism Preparedness and Response Act of 2002 「2002年市民の健康安全保障及びバイオテロリズムへの準備・対応法」 (the Bioterrorism Act=バイオテロ法)</p>	<p>同法は、同時多発テロによって、米国の安全保障を維持する観点から立法されたもので、5つのTitleから構成されている。例えば、海外(米国外)からテロに用いられる可能性のある「生物兵器」を速やかに強制排除するためのバイオテロ法。また、米国外から米国へ食品や飲料を発送する場合に、その食品や飲料の製造業者が米国FDAにおいて登録されていること、及びその発送の前にFDAに事前通知を行うことなどが求められる。本法令は、様々な政府機関に対して規則を設けるように指示しており、この法令に基づき、様々な政府機関が連邦規則(Code of Federal Regulations, 「CFR」)を制定している。</p>	<p>具体的には、食品・化粧品など、生物学的製剤、生物由来物質および生物学的ベクター、麻酔とその関連薬、麻酔器具を米国に輸入する場合には、税関国境保護局(U.S. Bureau of Customs and Border Protection (CBP))が制限を課す場合があるので注意が必要である。 ◆規制されている病原体及び毒素を移転する場合は、APHIS/CDC Form 2に情報を記入し、申請する必要がある。 ◆規制されている病原体及び毒素の移転時には留意。</p>	<p>参考 本法令のTitle II: Enhancing Controls on Dangerous Biological Agents and Toxinsは、マテリアル移転時に関連する条項を含み、規則はHHS/CDC (U.S. Department of Health and Human Services/Center for Disease Control)及び、APHIS (U.S. Department of Agriculture's Animal and Plant Health Inspection Service)が制定するよう、本法令に示されている。 ◆CDCの管轄である規則は、HHSが制定した42 CFR part 73 ◆APHISが本法令に基づき制定した規則は、9 CFR part 121 (動物及び畜産物)及び7 CFR part 331 (植物)</p>	<p>参考URL http://www.selectagents.gov/TransferForm.html#RecentUpdate</p>
⑦	<p>米国:Plant Protection Act(植物防疫法) U.S.C. Title 7, Chapter 104, Sec.7701</p>	<p>輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びその蔓延を防止し、もって農業の安全及び助長を図ることを目的とする。それまで様々な法律に分散されていたものを統合し、2000年に法制化された。</p>		<p>参考 植物害虫や菌、細菌、ウイルス等の植物病原菌や、雑草や蜂、寄生植物等の生体制御生物を輸入する場合はPPQ 526 Permitが必要である。微生物を単離又は培養する為に使用する土の輸入にも許可証は必要である。また、許可証は輸入時のみではなく、米国内での移動時にも必要である。規制されている種や植物を輸入する際も許可証は必要であり、申請書はオンラインで提出することも可能である。</p>	<p>条文:http://www.aphis.usda.gov/brs/pdf/PlantProtAct2000.pdf</p>
⑧	<p>米国:Virus-Serum-Toxin Act (VSTA) U.S.C. Title 21, Chapter 5, Sec. 151</p>	<p>農家及び家畜飼育者の保護を目的として、汚染された、又は危険なウイルス、血清、毒物等を米国内の動物に使用する目的で輸入などすることを禁止する法律であり、動物ワクチンやその他バイオテクノロジー産物の安全で効果的な供給の為に定められた法である。 United States Department of Agriculture (USDA)のThe Animal and Plant Health Inspection Service (APHIS)が所管する。但し、2002年改正により、国境を超える取引及び輸入の検査については、Department of Homeland Securityに権限が移された。</p>	<p>この技術に関連する製品を輸入する場合、Title 9 C.F.R. Part 104に基づき、輸入許可証が必要である。商業用ではなく、研究及び評価用である場合は、ePermit Systemにより、電子的に許可証を提出することも可能である。米国からの輸出にも許可証が必要である。</p>		<p>条文:http://uscode.house.gov/uscode-cgi/fastweb.exe?getdoc+uscview+t1t25+70+0++%28%29%20%20%28%28%21%29%20ADJ%20USC%29%3ACITE%20AND%20%28USC%20w%2F10%20%2815%29%29%3ACITE%20%20%20%20%20%20%20%20</p> <p>Jim Monke, "The Virus-Serum-Toxin Act: A Brief History and Analysis": http://www.nationalaglawcenter.org/assets/crs/RS22014.pdf</p>